

大阪大学医学部附属病院受託実習生受入れ要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪大学受託実習生受入れ規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、医学部附属病院（以下「本院」という。）における実習生の受入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

(実習生に関する提出書類)

第2条 養成機関等の長は、規程第2条第1項に基づき本院に実習を委託しようとするときは、同項が定める委託申請書のほか、次の各号に掲げる書類を本院病院長（以下「病院長」という。）に提出するものとする。

- (1) 誓約書（養成機関等用）（別紙様式1）
- (2) その他本院が必要と認める書類

(請求)

第3条 病院長は、規程第2条第2項の規定により受入れを許可したときは、規程第4条第1項に定める実習料を養成機関等に請求するものとする。

2 養成機関等の長は、受入れの可否について、実習生に対して通知するものとする。

(実習生の義務)

第4条 実習生は、本院の定める諸規則及び指示事項に従い実習しなければならない。

2 実習生は、実習期間中に知り得た個人情報について、関係法令等に基づき適正に取扱い、実習終了後においても個人情報の保護しなければならない。

3 実習生は、実習開始前に別紙様式2「誓約書（実習生用）」を病院長に提出しなければならない。なお、様式に記載している内容を満たしていれば、別様式でも可とする。

(患者等の同意)

第5条 実習生が患者を受け持つ場合、実習指導者又は指導教員等（以下「実習指導者等」という。）は適宜、患者又は患者家族等の同意を別紙様式3により得ることとする。なお、様式に記載している内容を満たしていれば、別様式でも可とする。

2 前項により同意を得た場合は、次の各号に掲げる事項を電子カルテ等に記載するものとする。

- (1) 同意取得日時
- (2) 実習指導者
- (3) 説明者の所属・職名・氏名
- (4) 実習生在籍養成機関・学年・氏名

(事故発生時の対応)

第6条 実習に関する事故が発生した場合は、次の各号に従うものとする。

- (1) 実習生が器械器具等を破損した場合、実習生は直ちに実習指導者等へ報告し、実習指導者等の指示に従う。
- (2) 実習生に医療事故又はインシデントが発生した場合、実習生は直ちに実習指導者等へ報告し、実習指導者等の指示に従う。実習指導者等は本院医療安全管理マニュアルに基づき対応するとともに養成機関等の担当者及び本院事務に連絡する。
- (3) 実習生に感染事故が発生した場合、実習生は直ちに実習指導者等へ報告し、実習指導者等の指示に従う。実習指導者等は本院感染管理マニュアルに基づき対応するとともに養成機関等の担当者及び本院事務に連絡する。

(事務)

第7条 実習生の受入れに関する事務は、本院教育研究支援課総括係において処理する。

附 則

この要領は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。